

石川県公報

平成 29 年 10 月 3 日 (火曜日)

号 外

(第 63 号)

目 次

条 例		
○石川県手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	1	○石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (医療対策課) 2
○石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (市町支援課)	2	

条 例

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十二号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例 (平成十二年石川県条例第七号) の一部を次のように改正する。

別表四十四の項中「第二條第一項」を「第五條第一項」に改め、同項に次のように加える。

5 令第五條第二項の規定に基づく法第二十四條第一項に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス手配業登録申請手数料	一万七千円
---	------------------	-------

別表七十の項 4 イ(2)中「基礎一級、基礎二級」を「基礎級」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表七十の項の改正規定は、平成二十九年十一月一日から施行する。
- この条例の施行の日から平成三十年一月二日までの間におけるこの条例による改正後の別表四十四の項の規定の適用については、同項 5 中「令」とあるのは「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成二十九年政令第二百二十八

号) 第一条の規定による改正後の令」と、「法」とあるのは「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十号) 第二条の規定による改正後の法」とする。

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十三号

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例(平成六年石川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十二条第一項第三号」を「第四百四十二条第一項第三号及び第四号」に、「石川県知事の選挙の場合に限る。以下」を「以下」に改める。

第六条中「石川県知事の選挙における候補者(第八条において「知事候補者」という。)は、同条各号」を「候補者は、第八条各号」に、「第四百四十二条第一項第三号に規定する」を「第四百四十二条第一項第三号又は第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める」に改める。

第八条中「知事候補者」を「候補者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十四号

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年石川県条例第五十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第二条第二項の表石川県立中央病院の項中
 「内
 消化器科
 呼吸器科
 神経内科
 消化器科」を「内科」に、
 「脳
 神経外科
 呼吸器外科
 心臓血管外科」を「脳

神経外科」に、「泌尿器科」を「泌尿器科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に、「麻酔科」

を「麻酔科
 病理診断科
 救急科」に、「六六二床」を「六三〇床」に改め、同表石川県立高松病院の項
 「リハビリテーション科
 臨床検査科」

中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

別表第一特別施設利用料の項を次のように改める。

特別施設利用料	特別室 A	一日につき二、六〇〇円（助産に係る場合は、 一〇、〇〇〇円）
	特別室 B	一日につき二、九六〇円（助産に係る場合は、 一一、〇〇〇円）
	個 室	一日につき六、四八〇円（助産に係る場合は、 六、〇〇〇円）

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第一の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料につ
いて適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

